

写

平成 31 年 2 月 20 日

杉並区長  
田中 良様

杉並区特別職報酬等審議会  
会長 内藤 一夫



平成 30 年 12 月 12 日付け 30 杉並第 49259 号により、本審議会に対し  
諮詢を受けた区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区  
長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額の適否について、別紙のとおり  
答申する。



# 答申

はじめに

杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成30年12月12日、杉並区長から、杉並区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額の適否についての諮問を受け、慎重に審議を行った。

審議の結果、当審議会では、次のとおり答申する。

## 1 区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料等について

区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料等については、杉並区長等の給与等に関する条例、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び杉並区監査委員の給与等に関する条例に定められている。

区長及び副区長の給料等については、平成23年度以降、給料月額を毎年減額していたが、平成26年度以降は給料月額及び期末手当を引上げており、特別区人事委員会勧告や景気の動向等の状況を踏まえた当審議会の答申どおりに、給与の改定が実施されている。

教育長及び常勤の監査委員の給料等については、平成26年度まで区長及び副区長に準じて改定してきた。平成27年度から、当審議会での審議の対象とされ、区長及び副区長と同様に引上げを行う旨の答申どおりに給与の改定が実施されている。

## 2 区議会議員の報酬等について

区議会議員の報酬等については、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例によって定められている。

区議会議員の議員報酬月額については、平成 23 年度から平成 25 年度に区長及び副区長と同様、当審議会の答申どおり減額してきた。

平成 26 年度は、当審議会の答申で、区議会議員の議員報酬月額及び期末手当を、区長及び副区長と同様に引上げることが妥当であるとしたが、区議会の判断で据え置きとされた。平成 27 年度から平成 29 年度は、区長及び副区長等と同様に引上げることが妥当であるとした当審議会の答申どおりに引上げられている。

また、政務活動費の額については、月額 16 万円となっており、23 区平均（16.5 万円）を下回っている。

### 3 今年度の特別区人事委員会勧告の内容

平成 30 年 10 月 10 日、特別区人事委員会から、職員給与が民間給与を上回っているため、月例給与を引下げ、期末・勤勉手当については、民間における特別給の支給状況を勘案し、引上げる勧告が出された。

#### 【勧告の概要】

- (1) 職員給与が民間給与を 9,671 円（2.46%）上回っており、この公民較差を解消するため給料表を引下げる。
- (2) 給料表の平均改定率はマイナス 2.6% とされた。
- (3) 期末・勤勉手当は、支給月数を 0.1 月引き上げる。

### 4 特別区長会の対応

今回の勧告については、行政系人事・給与制度改革の過渡期に生じた職員構成等一過性の歪みが主な要因と考えられ、勧告どおり実施した場合は、行政系人事・給与制度改革の円滑な実施に重大な支障が生じるほか、引下げの影響は多方面に及ぶことも懸念される。また、職員の給与は、国家公務員の給与水準を基本に、他の地方公共団体の給与制度との均衡を図ることが求められており、多くの地方公共団体において給与水準の引上げが見込まれる現在の情勢についても考慮する必要がある。

特別区長会は、このような特別区を取り巻く状況、国や他の地方公共団体との均衡の観点から総合的に判断し、慎重に検討を重ねた結果、人事委員会勧告の実施を見送ることとした。

## 5 杉並区の財政状況

杉並区にあっては厳しい経済状況の中にありながらも、各指標に表れているように着実にその事業を進めつつ、財政の健全化を推進してきている。基金残高については、平成21年度の415億円から平成29年度の489億円に増額しており、また、職員数においても平成20年度の3,868人から、平成29年度の3,467人に削減するなど、行財政改革を進めていることが見受けられる。

## 6 区議会の取り組み

政務活動費については、議員で構成する「杉並区議会政務活動費調査検討委員会」及び外部の有識者で構成される「杉並区議会政務活動費専門委員会」を設置し、政務活動費の一層の透明性・信頼性を担保するための見直しに取り組んでいる。その結果、平成29年度からは、自宅兼用事務所の賃借料は、計上できないものと改められた。また、平成30年度においても、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1／2とするなど、更なる透明性の確保や適正な運営に努めている。

このように、社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、不斷の検証と見直しを行うなど、議会自らの内部改革を進めていることが見受けられた。

## 7 結論

当審議会においては、これまで社会経済情勢、他区の状況、区の財政状況及び行政改革の取組状況、そして特別区人事委員会の勧告の内容等を踏まえて、報酬等の妥当性を判断してきた。

そこで、今年度の区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料等の取扱いについて、上記の点を踏まえて、検討する。

昨今の日本の経済状況は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されている。また、区の財政状況や行政改革の取組についても評価できるものである。

このような景気回復基調を反映して、国や東京都、政令指定都市をはじめとする多くの地方公共団体の人事委員会勧告では引き上げ勧告が出されている。

一方、特別区人事委員会は、大幅なマイナス勧告を行った。特別区長会においては、今回の勧告は、行政系人事・給与制度改革の過渡期に生じた職員構成等一過性の歪みが主な要因と考え、上記4記載のとおり、勧告の実施を見送る異例の判断を行った。

以上の社会経済情勢、他団体の勧告等の状況、区の財政状況及び行政改革の取組状況、特別区人事委員会の勧告内容、特別区長会が勧告の実施を見送るという異例の判断を行った事実、そして勧告実施を見送った理由等を踏まえ、総合的に判断すると、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料等については、現状のまま据え置くことが妥当であると考える。

また、区議会議員の報酬等についても、区長等と同様に、現状のまま据え置くことが妥当であると考える。

なお、答申の作成にあたって、特別区長会がマイナス勧告を見送った主な要因として、行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みであることを挙げているが、その説明には疑問があり、一方、当審議会はマイナス勧告を採用しないで、据え置きとするだけの十分な根拠を持っておらず、今回は答申を見送るのが妥当との意見も出されたことを付け加えるものである。

政務活動費の額については、他区と比較しても概ね平均的な額であることや、使途に関する事項を中心に、今後も引き続き不断の検証や

見直しを行うなど、議会自らの努力も見受けられることを総合的に評価し、改定は行わず、据え置くことが適当であると考える。

#### おわりに

当審議会は、杉並区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

なお、付言すると、今回の特別区人事委員会の引下げ勧告の主な要因は、30年振りに実施した行政人事給与制度であるとのことである。

しかしながら、勧告の内容からは、なぜ、このような引下げに至ったのか明確に読み取ることは困難である。より丁寧な説明を行うよう人事委員会へ伝えることを要望する。

本答申にあたり、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員並びに区議会議員の担う役割の重要性を改めて認識され、区民の信託に応えるべく、一層の行財政の効率化、健全化に努められることを願うものである。